

黒潮町公告第 20 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年号外法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に共する。

令和 5 年 3 月 22 日

黒潮町長 松本 敏郎



1. 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり（大屋敷地区）
2. 縦覧場所
黒潮町佐賀 1092 番地 1
黒潮町役場 海洋森林課 及び黒潮町ホームページ
3. 本公告により、黒潮町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。